



平成 23 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名	日 本 橋 梁 株 式 会 社
代 表 者	代表取締役社長 松 田 彰
コード番号	5912 東証・大証第一部
問 合 せ 先	取締役常務執行役員 坂 下 清 信
	TEL 078-941-4027
	URL www.nihon-kyoryo.co.jp

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 27 日開催の取締役会において、定款の一部変更について、下記のとおり決議いたしました。

平成 23 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の公告方法につき、周知性の向上および手続きの合理化を図るため、電子公告を採用することとし、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 第二回優先株式および第三回優先株式の全株消却に伴い、当該優先株式についての記載を削除するものであります。
- (3) 定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合および定時株主総会と同日に開催される種類株主総会において、定時株主総会の基準日について種類株主総会に準用するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1億3,880万9,400株とする。 2. 当社の発行可能種類株式総数は、普通株式につき1億3,880万9,400株、第一回優先株式につき500万株、<u>第二回優先株式につき1,231万2,500株、第三回優先株式につき10,000株とする。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、普通株式、第一回優先株式および<u>第二回優先株式それぞれにつき50株、第三回優先株式につき1株とする。</u></p> <p>(第二回優先株式) <u>第10条の3 当社の発行する第二回優先株式の内容は、次の各項に定めるとおりとする。</u> 2. <u>当社は、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。)を行うときは、第二回優先株式を有する株主(以下「第二回優先株主」という。)または第二回優先株式の登録株式質権者(以下「第二回優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>第二回優先株式1株につき年32円を上限として、第二回優先株式を初めて発行する時までに株主総会または取締役会(以下「発行取締役会等」という。)の決議で定める額の配当金(以下「第二回優先配当金」という。)を支払う。</u> 3. <u>ある事業年度において第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に対して支払う1株当たりの配当金の総額が第二回優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度に限り累積する(以下「第二回累積未配当金」という。)</u>。第二回累積未配当金は、<u>全ての種類の株主に対する配当金に先立って、これを支払う。</u> 4. <u>当社は、第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に対し、第二回優先配当金を超えて配当しない。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1億3,880万9,400株とする。 2. 当社の発行可能種類株式総数は、普通株式につき1億3,880万9,400株、第一回優先株式につき500万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、普通株式、第一回優先株式それぞれにつき50株とする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>5. 当社の残余財産を分配するときは、<u>第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回優先株式1株の払込金額相当額を限度として支払う。第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>6. <u>第二回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>7. <u>第二回優先株式を譲渡により取得するには、当会社取締役会の承認を要する。</u></p> <p>8. <u>第二回優先株主は、当会社に対し、第二回優先株式の発行日から4年が経過する日までの範囲内で発行取締役会等の決議で定める期間中、その有する第二回優先株式を取得することを請求することができる。当会社は、本請求を受けたときは、当該請求に係る第二回優先株式を取得するのと引換に、当該請求をした第二回優先株主に対し、第二回優先株式1株につき、その払込金額に相当する額を取得価額で除して得た数の普通株式を交付する。交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、これを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭の交付を行わない。このほか、取得価額、その調整方法その他の交付すべき普通株式の数の算定方法は、発行取締役会等の決議で定める。</u></p> <p>9. <u>当会社は、前項に定める取得請求権を行使し得る期間中に当該取得請求権の行使がされなかった第二回優先株式の全部または一部を、当該期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日（以下本項および次項において「一斉取得日」という。）の到来をもって、取得することができる。当会社は、本項の定めにより第二回優先株式を取得するときは、その取得と引換に、取得すべき第二回優先株式の株主に対し、第二回優先株式1株につき、その払込金額に相当する額を取得価額で除して得た数の普通株式を交付する。このほか、取得価額、その調整方法その他の交付すべき普通株式の数の算定方法は、発行取締役会等の決議で定める。</u></p> <p>10. <u>第二回優先株主は、当会社に対し、一斉取得日の翌日から2年が経過する日までの範囲内で発行取締役会等の決議で定める期間中、その有する第二回優先株式を取得することを請求することができる。当会社は、本請求を受けたときは、当該請求に係る第二回優先株式を取得するのと引換に、当該請求をした第二回優先株主に対し、第二回優先株式1株につき、その払込金額に相当する額に第二回累積未配当金の額を加えた額の金銭を交付する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第三回優先株式)</p> <p>第10条の4 当社の発行する第三回優先株式の内容は、次の各項に定めるとおりとする。</p> <p>2. 当社は、剰余金の配当（配当財産の種類を問わない。）をする時は、第三回優先株式を有する株主（以下「第三回優先株主」という。）または第三回優先株式の登録株式質権者（以下「第三回優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三回優先株式1株につき年5,000円を上限として、第三回優先株式を初めて発行する時までに株主総会または取締役会（以下「発行取締役会」という。）の決議で定める額の配当金（以下「第三回優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>3. ある事業年度において第三回優先株主又は第三回優先登録株式質権者に支払われた配当金の総額が第三回優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度に限り累積する（以下「第三回累積未配当金」という。）。第三回累積未配当金は、普通株主に対する配当金に先立って支払われるものとするが、第一回優先株主及び第二回優先株主への累積未配当金には劣後する。</p> <p>4. 当社は第三回優先株主又は第三回優先登録株式質権者に対しては、第三回優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>5. 当社の残余財産を分配するときは、第三回優先株主又は第三回優先登録株式質権者に対しては、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第三回優先株式1株の払込金額相当額を限度として支払う。第三回優先株主又は第三回優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>6. 第三回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>7. 第三回優先株式を譲渡により取得するには、当会社取締役会の承認を要する。</p> <p>8. 第三回優先株主は、当会社に対し、第三回優先株式の発行日から4年が経過する日までの範囲内で発行取締役会等の決議で定める期間中、その有する第三回優先株式を取得することを請求することができる。当会社は、本請求を受けたときは、当該請求に係る第三回優先株式を取得するのと引換えに、当該請求をした第三回優先株主に対し、第三回優先株式1株につき、その払込金額に相当する額を取得価額で除して得た数の普通株式を交付する。交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、これを切り捨て、会社法第167条3項に定める金銭の交付を行わない。このほか、取得価額、その調整方法その他の交付すべき普通株式の数の算定方法は、発行取締役会等の決議で定める。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>9. <u>当社は、前項に定める取得請求権を行使し得る期間中に当該取得請求権の行使がされなかった第三回優先株式の全部または一部を、当該期間の末日の翌日以降の日で取締役の決議で定める日（以下本項および次項において「一斉取得日」という。）の到来をもって、取得することができる。当社は、本項の定めにより第三回優先株式を取得するときは、その取得と引換えに、取得すべき第三回優先株式の株主に対し、第三回優先株式1株につき、その払込金額に相当する額を取得価額で除して得た数の普通株式を交付する。このほか、取得価額、その調整方法その他の交付すべき普通株式の数の算定方法は、発行取締役会等の決議で定める。</u></p> <p>10. <u>第三回優先株主は、当社に対し、一斉取得日の翌日から2年が経過する日までの範囲内で発行取締役会等の決議で定める期間中、その有する第三回優先株式を取得することを請求することができる。当社は、本請求を受けたときは、当該請求に係る第三回優先株式を取得するのと引換えに、当該請求をした第三回優先株主に対し、第三回優先株式1株につき、その払込金額に相当する額に第三回累積未配当金の額を加えた額の金銭を交付する。</u></p> <p>(優先順位)</p> <p><u>第10条の5 第二回優先配当金は、第一回優先配当金および第三回優先配当金に先立ち、これを支払う。第一回優先配当金は、第三回優先配当金に先立ち、これを支払う。</u></p> <p>2. <u>第一回優先株式にかかる残余財産の分配は、第二回優先株式にかかる残余財産の分配および第三回優先株式にかかる残余財産の分配に先立ち、これを支払う。第二回優先株式にかかる残余財産の分配は、第三回優先株式にかかる残余財産の分配に先立ち、これを支払う。</u></p> <p>3. <u>第一回優先株式にかかる取得請求権の行使および第二回優先株式にかかる取得請求権の行使ならびに第三回優先株式に係る取得請求権の行使の各々がなされ、その行使が同時の場合またはその行使の先後が不明の場合は、第二回優先株式にかかる取得請求権の行使が、第一回優先株式にかかる取得請求権の行使および第三回優先株式にかかる取得請求権の行使に先立ち、なされたものとみなす。第一回優先株式にかかる取得請求権の行使は、第三回優先株式にかかる取得請求権の行使に先立ち、なされたものとみなす。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(種類株主総会) 第16条の2 <u>第13条および第16条の規程は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(種類株主総会) 第16条の2 <u>第12条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会、および、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第13条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>

以 上